

広島県告示第六百一十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定によって、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成二十五年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十五年七月十七日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

藤田土木建設有限公司

福山市神辺町湯野五二二番地の一

代表取締役 藤田 博志

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般 二二）第四八二三号

四 処分の内容

土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実

被処分者の代表取締役は、刑法違反により、福山簡易裁判所において、罰金二十万円の略式命令を受け、平成二十三年六月二十八日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十九条第一項第二号に該当すると認められる。